16 就学支援の充実について

(文部科学省)

【内容】

- (1) 高等学校等就学支援金制度について、全ての意志ある高校生等が安心して教育を受けることができるよう、修業年限の制限を緩和すること。
- (2) 私立高校等の生徒への就学支援金について、低所得層に対する補助を 拡充すること。
- (3) 高校生等奨学給付金制度の対象者を高等学校等就学支援金制度に合わせるなど、事務負担が少なく、分かりやすい制度とすること。なお、高校生等奨学給付金制度において、国庫補助金の超過負担が生じることのないよう財源の確保を行うこと。

また、都道府県及び私立学校の財政負担に対し、奨学給付金支給に要する事務経費を交付すること。

- (4) 要保護児童生徒に対する就学援助費並びに特別支援学校及び特別支援学級に就学する児童生徒に対する就学奨励費については、本制度の趣旨に鑑み、都道府県及び市町村に対して必要額全額が交付されるよう、国庫補助金の所要額の確保を図ること。また、準要保護児童生徒の就学援助に要する経費については、市町村において必要な援助を行えるよう、十分な財源措置を講じること。
- (5) 学校給食施設整備に係る交付金について、地方公共団体が行う事業に対して十分な財政措置を講じること。なお、衛生管理の徹底などのため、基準面積・建築単価の引上げや施設改修を交付対象とするなど、充実を図ること。また、学校給食における地場産物の活用促進に要する経費に対する財政措置を講じること。

(背景)

- やむを得ない理由により留年した場合も、修業年限の超過により就学支援金の対象から外れるが、高等学校就学支援金制度の趣旨は、全ての意志ある高校生等が安心して教育を受けることができることを目的としていることから、真に支援を必要とする者が排除されないように配慮する必要がある。
- 私立高校等の生徒に支給される就学支援金は、公立高校生が負担軽減される額と同額の月額9,900円(年額118,800円)で、保護者の所得によって加算されるが、全国私立高校の平均授業料年額383,598円には及ばず、所得の低い世帯においても、授業料負担が残る状況になっている。

○ 平成26年度に新設された高校生等奨学給付金制度は、県内在住者を対象にするため、県外の学校に進学した生徒の場合、高等学校等就学支援金制度と申請先が異なり、保護者等の居住している県への申請となる。

また、高等学校等就学支援金制度については事務経費の財政措置があるが、高校生等 奨学給付金制度の事務経費については財政措置がない。

- 就学援助費及び就学奨励費は、都道府県及び市町村が国庫補助金を財源の一部として、経済的理由により子どもたちの教育を受ける機会が妨げられることがないように必要な給付を行うものである。このうち、就学奨励費については、近年の補助額が要綱で定める額を下回っていた。平成26年度分については改善が図られたが、今後も都道府県及び市町村の財政負担が増すことがないよう、就学援助費と併せ、国において確実に予算を確保する必要がある。
- 平成27年度の学校給食施設整備事業に係る国の交付金は、財政力指数が0.42以上の地方公共団体の新規施設整備事業は不採択とされ、本県の市町村においては、事業費全額を市町村が負担することとなった。安全・安心な給食を提供するために学校給食施設整備を行う必要があるが、市町村の財政負担が増すことのないよう国において確実に予算を確保する必要がある。
- 学校給食施設整備事業に係る国の交付金は、国の基準面積・建築単価を基に算定されており、平成26年度から改善されたものの、学校給食衛生管理基準の改正(平成21年4月)に伴う衛生管理の徹底や食物アレルギーを持つ児童生徒への対応など、整備に必要な費用・面積が増大する中で、総工事費との間にはいまだに大きな乖離がある。また、既存施設の改修は交付金の対象となっておらず、市町村の財政負担が大きくなっている。

(参 者)

◇ 私立高校等の生徒への就学支援金制度

